

## 専門部から

## 配偶者からの暴力は犯罪

## ◇医療関連事業部◇

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(「DV防止法」)が改正された。

改正の要点は、「配偶者からの暴力」の定義の拡大(身体に対する暴力のほか、精神的暴力・性的暴力を含む)、「保護命令制度」の拡大、市町村による「配偶者暴力相談支援センター」業務開始、「被害者の自立支援」の明確化、「警察本部長等の援助」等である。

平成15年度、全国120カ所の「配偶者暴力相談支援センター」(以下「支援センター」)で受けた相談総件数は、43,255件(女性からの相談件数43,054件)。14年度に比べ20.3%増加している。

北海道には16カ所の「支援センター」があり、平成15年度、被害者本人からの相談総件数は975件(女性からの相談件数967件)であった。年代別では、30歳代315件、40歳代207件、20歳代141件、50歳代114件、60歳代68件、20歳未満11件の順となっている。なお年齢不明が119件ある。総件数は平成14年度に比べ、184件、23.3%増加している。また、総件数のうち施設に一時保護を受けたものは164件である。一方、平成13年10月の法律施行から平成16年3月末までの間に237件の保護命令が発令されており、地方裁判所別にみると、札幌152件、函館24件、旭川16件、釧路45件となっている。保護命令は被害者が裁判所に保護を申立て、裁判を経て発令されることになっている。

つぎに、相談経路から医師や医療関係者と被害者の関係を見ると、平成15年度、33件の相談が医療関係者を經由して「支援センター」でおこなわれている。具体的な関与は、医師14件、ソーシャルワーカー15件、看護師2件、臨床心理士1件、病院事務1件である。

そこで、「DV防止法」の医師・医療関係者による通報等の規定を掲示し、会員各位に一層の注意を喚起したい。

○第6条第1項 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

○同条第2項 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

○同条第3項 刑法の秘密漏示罪の規定その他守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

○同条第4項 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

内閣府の調査では、「夫から命の危険を感じるくらいの暴行を受けたことが一度でもある」と答えた女性が4.4%(約20人に1人)もいる。被害者が医療機関を受診した場合は、まず「北海道立女性相談援助センター(電話011-666-9955)か各支庁の地域政策部環境生活課に相談するよう勧めていただきたい。また、被害者の意思を尊重した上で是非もないと判断した場合は人命尊重の観点から警察官への通報も躊躇すべきではないであろう。